

令和2年第8回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年8月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター第1会議室							
開 会	令和2年8月25日 午後2時24分							
閉 会	令和2年8月25日 午後3時8分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	欠席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	欠席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人		渡邊 秋夫・中島 栄司						
議事参与		堀越 延年・森光 亮介						
書 記		榎 友美						

会議事件名

- 議案第28号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
- 議案第31号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

開会 午後2時24分

【代理】

これより、令和2年第8回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】

本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。

議案書の訂正はありますか。

【事務局】

訂正があります。議案書4ページ「議案第31号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について」ですが、賃借料の一覧に金額のみを表示しておりましたが、お米(30kg・60kg)相当額分も含まれますので、差し替えをお願いいたします。

【議長】

続きまして、議事録署名人の指名をします。番号2番 渡邊 秋夫 委員、番号4番 中島 栄司 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第28号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。

事務局より議案説明をお願いいたします。なお、番号22と番号23は受人が同じであるため、一括して議案説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議案について説明します。

議案第28号 農地法第3条の規定に関する件

所有権の移転 3件 12筆

賃借権の設定 2件 2筆

番号22 (受人)

番号23 (受人)

(渡人)

(渡人)

受人は〇〇地区で花き栽培を中心とした経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を借り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の貸借後における農地の経営面積は390.29アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申

	<p>請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号22、23について調査してまいりました。受人は、花き栽培を中心とした経営を行っております。今回の申請地において、花きを栽培し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を借り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井 清作 推進委員】	<p>番号22、23について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を借り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号24について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号24 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇地区で稲作を中心とした経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事して</p>

	<p>いと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は118.38アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約5.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号24について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【塚越 秀夫 推進委員】	<p>番号24について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号25について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号25 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇地区で畑作を中心とした経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しませ</p>

	<p>ん。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は790日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は9,706.43アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約0.1～2.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号25について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【卯月 良治 推進委員】	<p>番号25について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号26について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号26 (受人) (渡人)</p>

	<p>受人は〇〇地区で畑作を中心とした経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は790日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は9,711.44アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約100メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号26について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【卯月 良治 推進委員】	<p>番号26について調査してまいりました。受人は〇〇地区における認定農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【矢部 英利 推進委員】	<p>議案書で番号25と番号26の受人の経営面積がともに9,682.68aと同じである理由は何ですか？</p>
【事務局】	<p>番号25と番号26の受人は同じ世帯のため、同じ経営面積となります。</p>

【渡邊 秋夫 農業委員】	分かりづらいため、議案書の表記を工夫してください。						
【事務局】	今後、どのように表記するか検討します。						
【議長】	採決を行います。議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。						
【一同】	(全員挙手)						
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第28号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。						
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table data-bbox="331 1070 885 1160"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>1件</td> <td>7筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> </table> <p>番号38 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在市内に家族5人で暮らしています。現在住んでいる住宅が今後、県道の拡幅工事による用地買収にともない、取り壊されることになったため、自己用住宅の建築を計画し、周辺の土地を探したところ、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>	所有権の移転	1件	7筆	使用貸借権の設定	1件	1筆
所有権の移転	1件	7筆					
使用貸借権の設定	1件	1筆					
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。						
【薊 勇 農業委員】	番号38について調査してまいりました。申請地は〇〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというところで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありま						

	せん。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【中根 新一 推進委員】	番号38について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については集落排水に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号39について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号39 (受人) (渡人) 受人は市内で特別養護老人ホームを営んでいます。今後、新たに〇〇〇〇〇〇に特別養護老人ホームの建築を計画したところ、開発行為の許可基準上、既存道路を含んで幅員6メートルの接続道路が必要なため、本申請地を譲り受け、道路拡幅をするために申請するものです。なお、道路敷地として転用した後、申請地を鴻巣市に寄付採納する計画です。このことについて、道路課との事前協議は済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【薊 勇 農業委員】	番号39について調査してまいりました。申請地は〇〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することに

	より本案件の事業目的を達成できるとは認められません。特別養護老人ホームの建築にともない道路を拡幅するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【中根 新一 推進委員】	番号39について調査してまいりました。申請地は、特別養護老人ホームの建築にともない道路を拡幅するということですが、砂利敷による道路拡幅を行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【渡邊 秋夫 農業委員】	①特別養護老人ホーム施設は農地転用が必要な場所に建設される予定ですか？ ②なぜ今回は道路拡幅のみを転用目的とした申請が出ているのですか？
【事務局】	①特別養護老人ホーム施設は農地転用が必要な場所に建設される予定です。 ②特別養護老人ホーム施設の開発行為の許可申請時には、既存道路を含んで幅員6メートルの接続道路が必要なため、本申請が許可され幅員6mとして道路認定がされた後、開発行為と農地転用の許可申請が行われる予定です。
【渡邊 秋夫 農業委員】	分かりづらいため、もう少し最初の説明の内容を工夫してください。
【議長】	採決を行います。議案第29号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第29号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号2について、渡邊秋夫農業委員より議案説明をお願いいたします。

<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号2 特例を受ける者</p> <p>相続開始年月日 特例を受ける農地 畑 1,028㎡の内584㎡</p> <p>この件につきまして、令和2年8月18日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号3について小林町子農業委員に内容説明をお願いいたします。</p>
<p>【小林 町子 農業委員】</p>	<p>番号3 特例を受ける者</p> <p>相続開始年月日 特例を受ける農地 畑 399㎡ 畑 607㎡の内114.88㎡</p> <p>この件につきまして、令和2年8月18日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>

【議長】	それでは採決を行います。議案第30号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第31号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第31号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について</p> <p>賃借権の設定 64件 215筆 193,514㎡</p> <p>使用貸借権の設定 4件 10筆 8,531㎡</p> <p>について令和2年8月11日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第31号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和2年7月13日～令和2年8月11日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出</p>

	<p style="text-align: right;">2件 2筆 1, 701㎡</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出</p> <p> 所有権の移転 13件 29筆 6, 477. 19㎡</p> <p> 使用貸借権の設定 1件 2筆 290㎡</p> <p> 合計届出件数 16件 33筆 8, 468, 19㎡</p> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>
【一同】	(特になし)
【議長】	次に、推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・農地パトロール（経営状況及び利用状況調査）の実施について
【代理】	<p>これをもちまして、令和2年第8回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年9月25日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催予定です。</p>
	閉会 午後3時8分